

排日の原因たる者

良い芝居で有つた、之れが爲めに日本に對する同情を喚起したる事は、金子堅太郎子の演説以上の力が有つた。

然るに其の後日本に關する演劇は、何れも良くない種類の者で、排日の資料となる者が多い、新渡戸と云ふ主人公の出でる芝居なども、之を見る者が日本人を恐ろしい國民と思ふ様に出事て居る。

それからミカド劇と云ふのが有る、之れは英國で作られた者だが、喜歌劇で有る、而して喜歌劇としては頗る面白い者ださうで、之を演出する、屹度大入り満員になる、歐米の興行師の間では日本の忠臣藏の如くに取扱うて、大入りを取りたいと思ふ場合には、屹度之を出さうだ。

然るに此の筋が誠にヒドい者だ、先づ日本の皇太子と稱する者が現はれて、種々の醜態を演出し、それから『我れは日本の皇帝である』(I am Emperor of Japan) と云て出て来る人物が、途方もない無茶

四四

な事を演ずるのだ、我が皇室に對し奉りて、不敬此上も無いとをやつて居るのだ、我輩は昨年十一月紐育に於て、永井柳太郎、山田耕作諸氏と共に之を見物して、何故に我が總領事館が之を等閑に附するやを疑ひ、之を總領事館へ注意して置いたが、此の如き演劇が、米國の排日熱を鼓吹して居る方は恐るべき者で有ると思ふ。

第四 博物館の日本品

歐米諸國に在る博物館や美術館や商品陳列館等に日本品の陳列して有る者に、随分甚しき粗末な者が有る、フキラデルフィアの商品陳列館には、日本の博徒の親分でも着て居た様な粗末なドテラが、日本の着物として出して有る、之れは何處から買ふたかと尋ねたら、明治二十五年シカゴ博覽會に出品した者を、買ひ受けたのだと答へた、此等は速かに改めて今日の立派な良い品に取り替へてやつたら良

からうと思ふ。英國グラスゴの博物館にも、日本品としてヒドい者が有つたのを、或る日本の有志家が發見して、良い品と取り替へたことを聞いた。日本政府の大使館や公使館や領事館の人々が、トント右の如き事に注意しないのは、怠慢の至りである。

落日の波斯

大川 周明

『横暴』(一九二二年)第七頁。

『唯だマコーレーの史筆、ヴェレスチャギンの彩管のみ、能く此の舊國(波斯)の没落に伴ふ急轉の場面を如實に描出することが出来るであらう。其の場面々々に於て、二個の強大なる、而して高き文化を有する基督教國と自稱する國家が、眞實と體面と禮節と而して法律とに由つて、緩急思ふが儘の役割を演じた。少くとも其の一國は、自國の政治的欲望を遂ぐるため、而して波斯をして到底革新の希望なからしむるため、最も野蠻なる慘虐を敢てするに躊躇しなかつた』——モルガン・シヤスター著『波斯に加へられた

落日の波斯

四五

『一九一九年八月九日附の英波條約は、明かに波斯を以て英國の保護國となせるもので、過去五年間印度並に埃及の防波堤を築かんとせる英國内閣の努力のうち、最も重要な成績を挙げたるものである』——一九一九年八月十四日發行エコー・ドゥ・パリ。

『英國が埃及に手を出だして終に足を駐めたる、阿富汗

道 第139号 (1919.11)

斯坦を保護國とせる、メソポタミアに勢力を張れる、亞刺比亞にヒジャズ王を製造して、危險なる全亞刺比亞主義の野心を煽れる、バレスターインを掌裡に收めんと目論見たる而して一九一六年の協約によりて、佛國の爲に約束せるシリヤを奪はんとする、總じて是れ印度を護らんが爲である。——一九一九年八月十三日發行ラ・リベルテ。

『太陽の國』波斯は、終に落日の波斯となつた。日章を國旗とする東方島帝國の一讀書生、滿腔の憤怒と同情を抱いて、茲に波斯帝國衰亡の歴史を略叙し、其の悲惨なる末路を弔ひ、併せて強歐の亞細亞に加へたる暴虐を天下に知らしめんと欲する。

波斯現代史の第一頁は、一八九〇年一英國會社が波斯に於ける煙草專賣權を獲得せる時に當り、國民の憤激は發して各地の暴動となり、遂に皇帝並に政府をして、全然國民の要求に屈服せしめたる事件

純益の四分の一の配當を受くるの條件を以て、五十箇年間波斯に於ける煙草の栽植・販賣・並に輸出の全權利を賦與した。而して該會社は『帝國煙草合同會社』の名稱の下に、六十五萬磅の資本を以て營業を開始することとなり、皇帝への贈與前に一切の支出を差引くも、一年の純益優に三十七萬五千磅、即ち資本に對する五割以上の利益を得るの計算を立てたのである。

然るに國民は、波斯の最も重要な産業が、一朝にして外人の獨占に歸せんとするを見て甚だしく激昂し、之を以て皇帝が私欲の爲に國土並に國民の權利を外人に賣るものとなし、反抗の氣勢忽ち全國に瀰漫し、國內の煙草商は悉く其の店舗を閉ぢ、回教僧侶の指導の下に、驚く可き一致團結を以て禁煙同盟を實行し、且各地に暴動の勃發を見るに至つた而して國內不穩の形勢は、一八九二年一月四日のテヘラン大暴動に於て其絶頂に達し、皇帝並に會社

を以て始まる。時の波斯皇帝は、成吉思汗部下の將軍の後裔なりと稱せる韃靼の一族より起り、一七九年現王朝を創設して、太古イラン帝國以來の呼稱なる『諸王の王』シャール・イン・シャール』の尊號と、人民に對する絶對無限の權力とを繼承せるカジヤール家第四代の君主ナズイルツ・デインにして、一八四八年即位以來、再度歐羅巴に漫遊し、風に歐化主義を抱持して、種々制度の革新を企てた。然れども政府の財政鞏固ならざる時に當りて試みたる歐洲漫遊並に革新事業は、莫大の出費を要したるを以て、之が爲に外債の激増を招き、且其債主たる英露兩國に各種の特權を賦與したる爲、次第に内政干渉の口實を與ふるに至り、且一方には苛酷の收斂を行ひたるを以て、不平の聲漸く國內に高くなつて居た。

斯かる時に當りて、一八九〇年波斯皇帝は、更に一英國會社に對して、毎年十五萬磅の贈與並に毎年

は該約定の到底實行し難きを見、種々交渉の結果、同年四月五日皇帝は五十萬磅の賠償金を提供して、煙草專賣權を回收することに落着した。然れども波斯の財政は固より是くの如き金額を支拂ふの餘裕なかりしを以て、之が爲に波斯灣關稅を擔保とし、五分利附國債として如上の金額をテヘランの英國銀行即ち波斯帝國銀行より借入れざるを得なかつた。

而して其の後ソールスベリー卿が、英國議會に於て言明せる所に依れば、該事件の背後には露國の陰謀伏在し、殊にタブリスに於ては明かに暴動を煽揚したるものと思はれる。蓋し波斯に於ける英露兩國の角逐は一朝一夕の事でない。従つて英國の勢力が波斯に於て發展するを欲せざる露國が、該事件に際して陰に人民並に僧侶を使喚し、以て英國の利權獲得を妨害せんと企つるが如きは、固より怪しむに足らぬ。要するに該事件の終始は、波斯政府の紛糾を、最も典型的に表明する點に於て、極めて吾人の注意

を惹くものである。即ち該事件は(一)専制君主の横暴に對する波斯國民の反抗、(二)外人の傍若無人なる利權獲得に對する國民の憤激、(三)波斯に於ける英露兩國の角逐、(四)英露の壓迫に對する波斯の無力、及び(五)極度の困難に陥れる財政状態を、最も明白に曝露せるものにして、波斯現代史の一切の葛藤は、總じて如上の諸點を反映せざるは無い。

二

已にして一八九六年五月、國民の怨府たりし皇帝は、キルマンの商人にして革命黨の一領袖たりしミルザ・レザの爲に暗殺せられ、皇太子ムザッファルツディン位を継ぎ、カジャール家第五代の皇帝となつた。而も波斯國民は新帝に於て依然たる専制君主を見た。國土を以て自己の私有財産と思惟せる皇帝は、收斂と外債とによつて奢侈榮華の生活をこころし、一方益々民心を離叛せしめ、他方愈々外國勢

力を國內に招致した。例へば新帝が利權を擔保として一八九九年より一九〇三年に至る間にテヘランの露國銀行より借入れたる負債は四百萬磅を越え、而して其半は皇帝自身が費消して居る。加ふるに三回の歐洲漫遊は、最も莫大の出費を要し、爲に愈々財政を困難ならしめた。而も此間に於ける英露の角逐は日に激烈を加へ、兩國をして寧ろ多少の互譲によりて波斯を處分するの利益なるを思はしめ、秘密裡に交渉の歩を進めしむるに至つた。

恰も此時に當り、露國に於ける革命運動は、遂に一九〇五年八月露國皇帝をして専制政體に代ふるに立憲代議政體を以てするの認勅を下さしめ、翌年第一期議會の召集を見るに至つた。この強隣に於ける民衆の勝利は、多年壓制に苦しみたる波斯國民に深甚なる刺激を興へ、茲に所謂青年波斯黨の指導の下に、立憲國民黨を組織して激烈なる憲政運動を開始し、之が爲に暴動各地に起り、形勢俄かに險惡とな

りしかば、皇帝は止むなく一九〇六年八月五日を以て取敢ず假憲法を發布し、議會開設の詔勅を下し、直ちに議員の選舉を行ひ、十月七日宮殿内に於て盛大なる開院式を行ふに至つた。

此時に當り英露兩國は、陰險なる企圖を抱藏しつゝ、而も表面は改革を容易ならしむ爲と云ふ名義の下に、四十萬磅の金額を兩國共同にて貸附く可しと提議した。第一回の波斯議會が、劈頭第一に討議したるは、實に此の英露借款の問題であつた。而して多數の議員は、之を以て國家を外國に賣るものとなし、全會一致を以て之を否決し、之に代ふるに波斯國立銀行を起し、内債を以て必要なる計畫に充つるの計畫を立て、且從來賦與したる各種の特權を、英露銀行より回收するの方針を發表した。

かゝる間にムザッファルツディン帝は、病を得て翌一九〇七年一月を以て崩じ、皇嗣モハメッド・アリ帝位を繼いだ。然るに新帝は、カジャール家歴代

の皇帝中、最も暴虐陋劣なる君主にして、初めより臣民を侮蔑憎惡し、且奸惡なる一露國人を家庭教師とせるより、容易に露國政府の籠絡する所となり、私欲の爲に露國後援の下に人民の權利を蹂躪せんとした。されば即位當初より、直ちに議會と衝突したるも怪しむに足らぬ。而して一方英露兩國は、密かに露都に於て交渉の歩を進め、此年八月三十一日所謂英露協約を締結し、恣に各自の勢力範圍を定め、九月四日突如テヘランに於て之を發表した。國民は一朝にして波斯地圖が其の色彩を異にせるを見て、驚き且憤つた。而して皇帝對議會の反目は、此の事件によりて激甚を加へた。波斯に於ける立憲政治の確立、波斯内政の改革を以て自家に不利なりとせる英露兩國は、此の對立を利用して、暗々裡に皇帝並に之を圍む保守主義者を援助した。而して其の結果は、一九〇八年六月のクーデターとなり、皇帝は露國陸軍大佐リアコフをして、親衛克薩克騎

兵旅團を卒ゐて議會を包圍せしめ、武力を以て之を解散し、且憲法を廢止するに至つた。是に於て波斯國內、到處に叛亂の發を見、争亂約一箇年の後、遂に立憲主義者の勝利となり、一九〇九年七月、露國公使館に逃避して英露兩國の國旗の下に保護せられたる皇帝は、國民黨によりて廢位を宣告せられ、皇嗣アーマツド・ミシサ十二歳の幼冲を以て帝位を繼ぎ、カジャール家の長老アザドウルムルク攝政となり、直ちに議會を召集して、此年十一月其の開會を見るに至つた。

三

さり乍ら一方には憲政復興に盡瘁せる國民黨首領の間に意見の相違あり、他方露國は廢帝モハメツド・アリの再立を圖りて陰險なる干渉を試むるあり、爲に新政府は種々なる困難に遭遇した。而して一九〇一年、露國は密かに皇帝を扶けて波斯に侵入せしめ

英國と共に陰に陽に之を後援したけれど、遂に撃退せられて其意を果さなかつた。議會は波斯振興の第一要件が財政の整理に在るを知つた。蓋し波斯國力疲弊の最も重大なる原因は、其の不完全なる租税制度に在る。波斯の收税法は、極めて原始的なる所謂十分一税で、生産又は收穫の割を徵收するを以て原則とする。而して納税は、貨幣のみを以てするのでなく、地主農民は農産物を以て納めるのである。故に政府は毎年の歳入に關して正確なる計算を行ひ難きのみならず、徵收せる農産物の保存並に處分に非常なる困難を感するのである。

波斯は徵税の目的を以て全國を十八縣に分ち、各縣に一名の收税長官を置いて居る、縣は更に若干區に分たれ、各區に一名の收税官がある。區は更に若干小區に分たれ、各小區に一名の收税係がある。此の最後の收税係は町村長である。各縣の收税長

官は毎年一定額の現金並に農産物を徵收して、之を中央政府に納めなければならぬ。而も中央政府は各種の財源に就て何等精確なる知識を有せずは收税長官も亦各縣の財源に關する知識を有せず、單に收税官の納付する處を受領するだけである。たゞ收税長官及び收税官は、租税臺帳を有し、之によりて徵税するのであるけれど、該臺帳は調製以來久しく年月を経過し、當時繁榮せる村落にして極めて衰微したものがあり、反對に微々たりし村落の繁榮に赴けるものあるに拘らず、臺帳は依然として舊の如く、調製當時に定められたる税額を各町村に課するを以て人民の負擔に非常なる輕重の差を生ぜざるを得ぬ。加ふるに此の租税臺帳なるものが、極めて難解の文字を以て小紙片の上に書かれたるもので、之を讀むが爲には特別の素養を要し、現に『ムスタウフイス』と云ふ一階級のみ、能く其文字を解して其職を世襲して居る。而して大藏省には『ムスタウフイス』

局なるものありて、七八名の『ムスタウフイス』が夫々數縣の稅務を監督するの任に當つて居る。其の俸給の如きは、一箇月約百五十圓に過ぎざるも、在職數年にして巨萬の富を積むを常とする。以て其間に如何に不都合なることが行はれつゝあるかを知ることを得るであらう。事情かくの如くなるが故に、波斯政府は其の歳入に關して精確なる計算を有せず、また其の租税が如何にして國民より徵收せられつゝあるかを知らぬ。されば各地の收税官は、常に租税を私し、種々なる口實の下に徵税の困難を訴へて、政府の要求する定額を納付せず、而して政府は其の實否を糾明するの手段を有せぬ。加ふるに波斯には財産隱匿又は虚偽の申立を罰すべき法文なく、又委託金若しくは官金費消を罰すべき法文もない爲に、租税收納に關する人民並に收税官の不正を取締ることも出来ぬ。波斯に於ける租税以外の收入としては、關稅を唯

一のものとする。然るに波斯の關稅制度は、露國政府の傀儡たりし白耳義人ノースによりて組織されたもので、其稅率は過當に低く、殊に露國商品に對して甚だしい、例へば其主要輸入品たる砂糖に對しては僅に三分、石油に對しては實に五厘の從價稅を課したるに過ぎぬ。さり乍ら波斯の貿易は、此年順調に發達し來れるを以て、若し之による收入が悉く政府の手に入るに於ては、假令ノースが露國の意を受けて制定せる稅率が如何に低きにもせよ、猶且重要なる一財源として、波斯帝國の窮乏を救ふに足るものがある。然るに波斯の關稅は、英露兩國の借款に對する擔保となり居るを以て、毎年利子並に最低償還額を引去らるゝ時は、僅々壹百萬圓餘を餘すに過ぎぬ。而して此の僅少なる殘額中、その大部分は露國將校によりて組織せらるゝ親衛哥薩克騎兵旅團の經費として控除せられ、眞に政府の手に歸するは、漸く四十萬圓前後に過ぎぬ。

該騎兵旅團は、一八八二年ナズイルツディン帝の時に露國陸軍大佐チャルコフスキーによつて編制されたもので、其の目的とする所は、皇帝が當時より次第に醸成せられつゝありし人民の反抗に對して、一身を護衛するに存した。該旅團の兵力は千五百乃至千六百人を定員とし、其經費は毎月約五萬四千圓にして、之を關稅より支拂はねばならぬ事となつて居る。而して該五萬四千圓は、定員千五百乃至千六百人に對して定められ、定員以下の場合には削減せらるべきものである。然るに該旅團の兵力は、實際に於て常に千人内外を出でざるに拘らず、露國將校は經常費全額を支給せらるゝ外、毎年臨時費として要求するもの、亦約十三萬圓を下らぬ。波斯の有識者は、此等の外國傭兵が、常に皇帝の壓制、露國の陰謀の爲に利用せられ、百害ありて一利なきを知悉し、之が廢止を希はざるものなかりしと雖も、若し之を敢てするに於ては、露國の激怒を買ふべきを恐

れ、如何ともす可からざる有様であつた。

四

波斯議會は能く如上の事情を知つて居た。而して一九一一年、口には『友邦』と稱して實は虎狼に等しき英露兩國とは、何等の關係をも有せざる北米合衆國の財政家に依頼して財政の刷新を圖らんとし、此年五月モルガル・シヤスター以下數名の米人を、波斯帝國財政顧問として招聘した。

シヤスターは、波斯の復興に對する深甚なる同情を以て來任し、先づ一九〇七年に締結せられたる英露協約の根本的研究を試みて、波斯は其の内政に關して英露の干渉を受くべきものに非すと云ふ法理的理由を明かにし、波斯の財政に向つて徹底せる改革を企て、議會並に國民の非常なる信頼を得、着々其の計畫を實行せんとした。

シヤスターは、波斯財政の現状が、甚だしく混沌

疲弊せるに拘らず、若し不當なる外來の壓迫を免がれ、適宜の計畫を斷行するに於ては、決して再興を不可能とせざることを認めた。彼等は僅々四千萬圓の内償によりて、英露借款の大部分を返済し、之によりて利權を回收し、殘額を以て地籍簿の調製、人口調査、道路修築、灌漑工事、探鑛費等に使用し一方稅制を整理し、他方産業の奨勵に努むるに於ては、何等の困難なくして毎年の歲入は一躍九千萬圓の増收を見る可しと算定した。

然るにシヤスターの眞摯なる努力は、當然英露兩國の悦ばざる所であつた。彼は先づ白耳人ノースの制定せる關稅制度を改革せんとして、之が爲に不當なる露國の干渉を受け、次で新稅法を勵行せんとし、納稅を肯んせざりし一皇族の財産を沒收するに及び、露國は遂に武力干渉を敢てし、波斯政府に最後通牒を發して、シヤスターを免職すること、向後外人を傭聘する場合には豫め英露兩國の承諾を得べ

きこと、及び事件に際して派遣せる軍隊の費用を賠償す可きことを要求した。

波斯政府並に議會は、極力此の横暴悪虐を極むる要求を拒絶するに努めた。然れども無力如何ともす可からず、遂に全然屈服するの止むなきに至り、シヤスターは在職僅に八箇月の後、恨を呑んで歸國の途に就いた。爾來波斯は益々露國の掌裡に翻弄せられ、露國は其意に適せざる内閣は隨時之を廢し、殆ど毎月内閣の更迭を見るに至り、議會は最早召集せられず、波斯は全く再興の機會を失ひ、愛國者多年の苦心は遂に酬いられなかつた。

五

事情 上述の如くにして、波斯帝國の復興は、英露兩國の陰險惡辣なる干渉を絶滅せざる限り、殆ど絶望の姿であつた。

斯かる時に當つて一九一四年、端なくも世界大戰

の勃發となり、次で聯合國は獨逸並び土耳其の對波斯條約に對抗する必要上、一九〇七年の英波條約に於ては波斯の内政に干渉せざる可きを約せるに拘らず、一九一六年に至りて新たに波斯内政に干渉するの條約を締結し、明瞭に波斯の獨立を侵害して仕舞つた。

然るに翌一九一七年に至り、露國に於けるロマノフ王朝の没落は、一朝にして昨の最も侵略主義を奉じたりし國家をして、最も極端なる平等主義の國家たらしめ、殊にレニン政府は從來露波兩國間に締結せられたる一切の不正なる條約を破棄し、從來波斯に駐在せしめたる露國軍隊を撤退した。是に於て波斯の形勢は俄然一變した。國民は波斯復活の秋到れりと歡喜し、盛んなる自由祭、憲法祭を行ひ、當時の親露内閣は直ちに倒されて、國民主義内閣の樹立を見、勇健進取の政策を取り初めた。而して波斯は更に獨逸と提携して英國の勢力をも波斯より一掃し去らんとし、一時中東の形勢頗る聯合國側に不利

なるものありしが、遂に獨逸の敗北によりて波斯國民の希望は水泡に歸り去つた。

吾等は過去に於て英國が或は露國と角逐し、或は之と妥協しつゝ、波斯に加へ來りし一切の不義を知悉して居たけれど、正義人道とやらを選手として、侵略主義膺懲の旗頭となれる今日の英國は、また長下の舊英國に非ざる可きを信じ、深甚の期待を以て英國の波斯政策を注目して居たが、吾等の期待は見事に裏切られ、茲に最近一九一九年八月九日附の英波條約は、終に波斯をして第二の埃及とした。

吾等は未だ新英波條約の原文を手にするに至らぬが、倫敦タイムズ（週報一九一九年八月二十二日）によれば、此條約は二種より成り、九箇月に互る交渉の後に締結せられたるもの。その第一の條約は政治的のものにして、英國より波斯の行政を補助する官吏を送ること、波斯軍隊を英國士官の手によりて組織すること、内政改革の目的の爲に英國より借款すること、鐵道建設其他輸送機關の改善について英國と共同すること、關稅改革を兩國共力して行ふ

こと等を定めて居る。第二は借款に關する條約で、波斯關稅を擔保とし、期限二十箇年、利子七分で二百萬磅を貸借することを定めたものである。是によつて英國は波斯に於て軍事と財政との權利を確實に掌中に握つた。而して曰く『飽迄も波斯の保全を念とし、其の獨立を尊重す』と。嗚呼外交と軍事と財政とを奪ひ去りて、また何の獨立ぞ。太陽の神ミトラの國波斯は、茲に明かに事實上の獨立を失つた。

一波斯人、巴里に於て憤激して曰く、『英國は黄金の鎖を以て吾等を縛つた。波斯多年の復興の努力の酬いは、財政の獨立を英國に賣り、軍隊を英人士官の手に渡すことに終つた。國民若し此の真相を知らば、彼等果して如何なる態度を以て之に處せんとするか』と。

而も一切の憤激は最早及ばぬ。かくして亞細亞の國家は、また一つ少くなつた。國を同じく亞細亞に樹つるもの、如何んぞ無量の感慨なくして此の大勢に對するを得ん。